

別紙

諮問第658号

答 申

1 審査会の結論

「車載撮影装置保存データ」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が受けた交通違反の取締りについて、平成29年〇月〇日午前〇時〇分から午前〇時〇分までの〇〇警察署〇〇〇号の車載カメラの映像記録」の開示請求に対し、警視総監が平成29年11月13日付けで行った非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

(ア) 一部開示の該当性

開示方法として、〇時〇分から〇時〇分間の動画のうち、嫌疑を明らかにする瞬間の静止画像の開示を求める。動画は、複数の静止画像をつなぎ合わせて構成されるものであり、動画を構成する静止画は、動画の「一部」と言える。

(イ) 非開示事由の非該当性

a 条例16条4号

条例16条4号について、動画ではなく、動画を構成する静止画のみ開示する

ことで、無線の音声や追跡等の捜査方法を開示することにはなり得ないから、審査請求人は捜査に関する情報を知り得ず、公共の安全と秩序の維持を考慮したとしても非開示の理由とはならない。

b 条例16条2号

条例16条2号の個人情報の保護についてであるが、動画を一時停止した画像のうち、本条例に該当する箇所（一般通行人の顔、通行車両のナンバーその他）に厚紙を画面上貼付する等で隠し、職員立会いの下、審査請求人に情報を開示することで、同条2号に反さずに開示することが可能である。

以上から、静止画による一部開示を求める場合には、非開示事由の該当性がなく、同開示は認められるべきである。

(ウ) 裁量的開示の該当性

審査請求人は、道路交通法〇条〇項に基づき警視庁〇〇警察署の警察官らにより、犯罪の嫌疑があることを理由に捜査を行われ、今後も捜査が引き続きなされる蓋然性がある。しかし刑事捜査においては、警察官が司法警察活動によって犯人の捜査を行うには、「犯罪があると思料するとき」に限り捜査を認めている。仮に、審査請求人に交通違反の嫌疑がそもそもないにもかかわらず、捜査がなされているとしたら、そのことは重大な「個人の権利利益」の侵害に該当する。審査請求人は、交通違反を一貫して否認し続けているものの、警察官は現認したという理由で「犯罪があると思料するとき」に該当すると主張している。審査請求人と警察官の意見が反しており、捜査の前提となる「犯罪があることと思料」の有無を判断するに際し、審査請求人が車載撮影装置保存データの情報開示を受けることには、審査請求人の権利利益保護の観点から重大な意義がある。したがって、本件車載撮影装置保存データの開示は、審査請求人の嫌疑の有無を明らかにするという点で審査請求人に利益があるから、「個人の権利利益を保護するため特に必要があるとき」に該当すると言える。（条例17条の2）

したがって、仮に非開示事由があったとしても、同条により裁量的開示がなされるべきである。

## イ 意見書における主張

### (ア) 車載撮影装置の撮影範囲、精度について

車載撮影装置の撮影範囲、精度等の性能は、別件開示請求で一部開示された「パトカーに搭載している車載撮影装置の仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載された情報によっても既に明らかとなる。さらに言えば、仕様書から算出できる車載撮影装置の撮影範囲及び精度は、数学的に精確に計算できるものであるため、請求している撮影動画より抽出した一部の静止画を開示することにより判明する車載撮影装置の撮影範囲、精度と比較しても、より詳細かつ正確なものであることは明らかである。

また、仕様書が開示されたということは、車載撮影装置の撮影範囲、精度が公開されたとしても、「犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがない」と実施機関が判断したことの証左と言える。

以上からすれば、条例16条4号を根拠とした本件非開示決定には理由はないと言える。

(イ) 実施機関が提出した「理由説明書」に説明される、「本件対象保有個人情報については、現有の機器により、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができないことから非開示決定とした」というのは、東京都情報公開事務取扱要綱の解釈を誤ったものであり、同要綱に反する運用である。

(ウ) 本件非開示決定によって保護される利益とは、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれの回避であると考えられるが、上記で述べたように、本件非開示決定においてそのような「おそれ」はそもそも存在しない。

一方、審査請求人の道路交通法違反の嫌疑の有無を明らかにするという審査請求人の利益は、単に道路交通法の嫌疑を晴らすことだけでなく、道路交通法126条1項の告知をされる可能性がないことを確認する利益があり、また、捜査継続の可能性有無の確認という利益があると言える。

以上からすれば、本件非開示決定により保護される利益が想定され得ない一

方で、審査請求人に保護されるべき利益があり、車載カメラの映像を開示される個別事情も認められると言えるので、条例17条の2による裁量的開示がなされるべきである。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 車載撮影装置で撮影した映像を開示することにより、取締り前の警察車両の動向、追跡方法等の情報のほか、警察無線の内容が明らかとなり、その結果、交通取締りや職務質問から逃れることが容易になるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例16条4号に該当する。

また、本件請求に係る保有個人情報の中には、開示請求者以外の第三者の個人情報に係る通話内容、容姿等が含まれており、開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため条例16条2号に該当し、条例17条1項の「非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ」に該当しないことから、全部を非開示とした。

- (2) 審査請求人は、審査請求人が交通違反をしたと警察官が主張する瞬間の静止画像のみを開示すれば、無線の音声や追跡等の捜査方法を開示することにはなり得ないなどと主張するが、審査請求人が主張する静止画像を開示することにより、撮影範囲、精度等の車載撮影装置の性能が明らかとなり、交通取締りや職務質問からの逃走を容易にするなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、当該箇所のみといえども開示することはできない。

- (3) 審査請求人は、動画を一時停止した静止画面上で条例16条2号に該当する箇所に厚紙等を画面上に貼付すれば開示することが可能である旨主張するが、本件の車載撮影装置保存データについては、現有の機器により、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができないことから非開示決定としたものであり、審査請求人が主張する開示方法によって、本件車載撮影装置保存データが記録された電磁的記録から条例16条2号本文に規定する非開示情報に該当する部分を区分して除くことができ

るものとは認められない。

- (4) 審査請求人は、本件保有個人情報の開示は、審査請求人の道路交通法違反の嫌疑の有無を明らかにするという点で審査請求人に利益があるから条例17条の2による裁量的開示がなされるべきである旨も主張するが、本件処分によって保護される利益と審査請求人個人の権利利益とを比較衡量しても、後者を保護するために特に開示を必要とする個別具体的事情は認められない。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 8月20日	諮問
平成30年11月21日	実施機関から理由説明書收受
平成30年12月12日	審査請求人から意見書收受
平成30年12月21日	新規概要説明（第129回第三部会）
平成31年 1月22日	審議（第130回第三部会）

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### ア 車載撮影装置について

実施機関は、車載撮影装置は、警察官が警ら用無線自動車等（以下「パトカー等」という。）に乗車して、警ら、交通取締り等の街頭活動に従事する際に取り扱う各種事件事故の証拠保全や適正執行務の担保等に資することを目的として、パトカー等の車内に設置されたカメラで目の事象を撮影し、その映像を記録する等の装置

である旨説明している。

イ 本件対象保有個人情報及び非開示理由について

本件審査請求に係る開示請求は、「私が受けた交通違反の取締りについて、平成29年〇月〇日午前〇時〇分から午前〇時〇分までの〇〇警察署〇〇〇号の車載カメラの映像記録」の開示を求めるもの（以下「本件開示請求」という。）である。

実施機関は、本件開示請求に対し、〇〇警察署〇〇〇号に搭載された車載撮影装置によって撮影された映像データのうち、当該事案について〇〇警察署が保存していたデータ「車載撮影装置保存データ（〇〇警察署〇〇〇号 平成29年〇月〇日午前〇時〇分から午前〇時〇分までの間のもの）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、条例16条2号及び同条4号に該当するとともに、条例17条1項の「非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ」ときに該当しないことから、全部非開示とする決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例16条4号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、

刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例17条1項は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。

#### エ 本件対象保有個人情報の非開示妥当性について

実施機関は、車載撮影装置で撮影した映像を開示することとなると、取締り前の警察車両の動向、追跡方法等の情報のほか、警察無線の内容が明らかになり、その結果、交通取締りや職務質問から逃れることが容易になるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

一方、審査請求人は、動画ではなく、動画を構成する静止画のみ開示することで、無線の音声や追跡等の捜査方法を開示することにはなり得ないと主張する。

これに対し、実施機関は、当該車載撮影装置の静止画像を開示することとなると、その撮影範囲、精度等の車載撮影装置の性能が明らかとなり、交通取締りや職務質問からの逃走が容易になる旨説明する。

審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、当該映像の撮影範囲、精度等が確認された。

これらのことから、本件対象保有個人情報を開示することにより、車載撮影装置の性能が明らかとなり、交通取締り等に支障を及ぼすなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

また、仮に、静止画像という形でその一部を開示することによっても同様のおそれがあると認められる。

さらに、審査請求人は、車載撮影装置の撮影範囲、精度等の性能は、一部開示決定により開示された仕様書に記載された情報によって明らかとなる旨主張する。

しかしながら、仕様書が一部開示されたとはいえ、それにより当該車載撮影装置が実際に撮影している範囲等について明らかになるとは言えないことから、審査請

求人主張は採用できない。

したがって、本件対象保有個人情報、条例16条4号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋